

# 第11期 甲賀市分別収集計画

令和7年7月

滋賀県甲賀市

# 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 計画の基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 計画の対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

別添 ごみの処理フロー（容器包装廃棄物の分別フロー）

## 1. 計画策定の意義

甲賀市（以下「本市」という。）は、平成16年10月1日、甲賀郡内7町のうち、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の5町が合併して誕生した。

本市は、滋賀県東南部に位置し、大阪からも名古屋からも100km圏内にあり、近畿圏と中京圏をつなぐ広域交流拠点であり、県土の約12%を占める面積481平方キロメートルを有している。地形は、東に鈴鹿山系を望む丘陵地から琵琶湖に向かって流れ出る野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が開けており、琵琶湖の水源涵養、水質保全に重要な役割を果たしている。

令和7年4月現在の本市の人口は87,343人であり、年々減少傾向がみられるが、コロナ禍により加速した新しい生活様式の普及による、ごみの量的・質的な変化や脱炭素社会への転換を背景に、ごみ処理体制の総合的な整備や廃棄物が資源としてさらに活用される、新たな循環型社会システムの構築を進める必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、行動することが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物の分別収集といった具体的な推進方策、また、関係者が一体となって取り組むべき方針を明らかにするものであり、本計画の推進により資源循環型社会の形成を図ることを目的とする。

## 2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減
- ・自然環境保全を前提とした適正な廃棄物処理施設の整備
- ・市民参加型によるごみ減量とリサイクル運動の積極的な推進

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4. 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み  
(法第8条第2項第1号)

単位：t

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,606	1,594	1,582	1,570	1,559
製品プラスチック	165	163	162	161	160

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し相互に協力と連携を図る。

### (1) 教育・啓発活動

容器包装リサイクル法の趣旨と排出抑制及び再資源化、リサイクル促進のための広報・啓発活動をすすめる。

#### ①教育の充実

市内の小・中学校における学校教育の場、並びに自治会、子ども会、老人クラブ等の社会教育の場において、排出抑制に対する意識を育てることを目的として学習会や見学会等を実施するとともに副読本、小冊子、ビデオ等を配布して、ごみに対する教育の充実を図る。

#### ②ポスター・チラシ等による啓発活動

市内の自治会館、公共施設、商店、事業所等に容器包装リサイクルに関するポスターを配布して掲示する。また、ごみカレンダーを全戸に配布する。

#### ③リサイクルフェア等の開催

リサイクルフェア等を開催し、フリーマーケットコーナー、環境コーナー等設ける。また、会場で容器包装廃棄物の展示等により、ごみの減量効果やリサイクルの重要性を啓発する。

#### ④マスメディアによる啓発活動

市広報紙において、容器包装廃棄物の分別収集に関する記事を掲載し、さらに音声放送や地方紙等を活用して、容器包装リサイクル法の趣旨や排出抑制等についての啓発活動を展開する。

### (2) 店頭回収などのPR

民間事業者による店頭回収等を普及し、市民と事業者による資源化システムの構築を促進する。

### (3) マイバッグの利用

市民は、買い物時にマイバッグを使用する。

### (4) 使い捨て容器の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の採用を抑制し、繰り返し使用できる商品の採用と自主回収・資源化ルートの構築を行います。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

本市の再商品化計画を市民の協力度、市が有する施設、収集体制、収集機材等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装		空き缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製の容器	びん（無色）
	茶色のガラス製の容器	びん（茶色）
	その他の色のガラス製の容器	びん（その他の色）
主として紙製の容器であって、飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主としてダンボール製の容器包装		ダンボール
主として紙製の容器包装であって、「飲料用紙パック」「ダンボール」以外のもの		その他紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料又は醤油を充填するためのもの		ペットボトル
白色の発泡スチロール製食品トレー（以下、白色トレー）		発泡スチロール
主としてプラスチック製の容器包装であって、「ペットボトル」「発泡スチロール」以外のもの		廃プラスチック類
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの（製品プラスチック）		廃プラスチック類

※『その他紙』には雑誌を含む

※『発泡スチロール』には、白色以外のトレーも含む

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

単位：t

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
スチール製の容器	73		72		72		71		71	
アルミ製の容器	65		65		64		64		63	
無色の ガラス製容器	(合計) 186		(合計) 185		(合計) 184		(合計) 182		(合計) 181	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
茶色の ガラス製容器	(合計) 141		(合計) 140		(合計) 139		(合計) 138		(合計) 137	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
その他の色の ガラス製容器	(合計) 65		(合計) 65		(合計) 64		(合計) 64		(合計) 63	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
飲料用紙パック	11		11		11		11		11	
ダンボール	351		348		345		343		340	
その他の 紙製容器包装	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
ペットボトル	(合計) 188		(合計) 186		(合計) 185		(合計) 184		(合計) 182	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
白色トレイ (白色以外含む)	(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14		(合計) 14	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
その他の プラスチック製 容器包装	(合計) 172		(合計) 172		(合計) 172		(合計) 172		(合計) 172	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)

製品プラスチック (プラスチック資源循環法に基づく 分別対象物)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		19		19		19		19		19

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
85,008人 (対前年度比) 99.28%	84,388人 (対前年度比) 99.27%	83,768人 (対前年度比) 99.27%	83,148人 (対前年度比) 99.26%	82,526人 (対前年度比) 99.25%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、基本的に現行の収集体制を活用して行うものとする。

本市では、平成16年10月以降、空き缶類、びん類、紙製容器類、ペットボトル、白色トレイについて定期収集しており、平成21年度からは、その他のプラスチック製容器包装も定期分別収集している。

### 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階	選別保管等段階	備考
スチール製の容器 アルミ製の容器	空き缶	委託業者による 定期回収	委託業者	
無色のガラス製容器	びん (無色)		びんリサイクル業者	
茶色のガラス製容器	びん (茶色)			
その他の色の ガラス製容器	びん (その他の色)			
飲料用紙パック	飲料用紙パック		古紙リサイクル業者	
ダンボール	ダンボール			
その他の 紙製容器包装	その他紙			
ペットボトル	ペットボトル		委託業者	
白色トレイ	発泡スチロール			
その他の プラスチック製容器包装	廃プラスチック類			
製品プラスチック	廃プラスチック類			

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空き缶・ペットボトル・発泡スチロールは、委託業者により選別・圧縮処理し、その他のプラスチック製容器包装は、委託業者により再商品化する。また、びん・古紙類は、排出段階で分別して直接、それぞれリサイクル業者に搬入する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理
スチール製の容器 アルミ製の容器	空き缶（混合）	プラスチックコンテナ又は網袋	4 t パッカー車	委託業者施設
無色のガラス容器 茶色のガラス容器 その他の色のガラス容器	びん	プラスチックコンテナ	4 t パッカー車	びんリサイクル業者に売却
飲料用紙製容器包装	古紙類 (飲料用紙パック)	網袋	2 t 平ボディ車	古紙リサイクル業者に売却
ダンボール	古紙類 (ダンボール)	縛る	4 t パッカー車	古紙リサイクル業者に売却
その他の 紙製容器包装	古紙類 (その他紙)	縛る 雑誌に挟む	4 t パッカー車	古紙リサイクル業者に売却
ペットボトル	ペットボトル	網袋	4 t パッカー車	委託業者施設
白色トレイ	発泡スチロール	網袋	2 t 平ボディ車	委託業者施設
その他の プラスチック製容器包装	廃プラスチック類	プラスチック専用 指定袋	4 t パッカー車	委託業者施設

製品プラスチック	廃プラスチック類	プラスチック専用指定袋	4 t パッカー車	委託業者施設
----------	----------	-------------	-----------	--------

分別収集に必要な施設計画

【排出段階】

(その1)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・能力・数量等）及び整備計画	管理主体	備考
1. 排出容器				
①箱型プラスチック製コンテナ	a 空き缶 (スチール缶とアルミ缶の分別は不要) b びん (無色・茶色・その他の色に分別)	(仕様) 材質：ポリエチレン製 容量：667 mm×470 mm×331 mm 数量：収集ステーション 1箇所につき6～10個	自治会等	
②網袋	h 発泡スチロール f ペットボトル	(仕様) 材質：ナイロン製 容量：1670 mm×970 mm 数量：収集ステーション 1箇所につき各2枚	自治会等	
2. 集積場所		従来集積場所を利用		

【運搬段階】

(その2)

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・能力・数量等）及び整備計画	管理主体	備考
1. 専用車両				
①資源回収用パッカー車	a 空き缶 b びん d ダンボール f ペットボトル g 廃プラスチック類	(仕様) 形式：最大積載量 4,000 kg 数量：40 台	委託業者	

②資源回収用 平ボディ車	c 飲料用紙パック e その他紙製容器包装 h 発泡スチロール	(仕様) 形式：最大積載量 2,000 kg 数量：10 台	委託業者	
-----------------	---------------------------------------	--------------------------------------	------	--

【中間処理段階】 (その3)

施設の種類	対象とする容器 包装廃棄物等の 種類・量等	施設等の仕様（形状・形式・能力・数 量等）及び整備計画	管理主体	備考
リサイクル センター	a 空き缶	A社：高速アルミ選別機＝1基 方式：選別・圧縮式 処理能力：2.0 t／日（5時間稼動）	A社	
		B社：空き缶プレス機＝1基 方式：圧縮式 成形品寸法：横500×縦500×長さ710 処理能力：1.6 t／日（8時間稼動）	B社	
	f ペットボトル	B社：ペットボトル減容機＝1基 方式：圧縮式 ベール寸法：1000×1000×900 処理能力：4.0 t／日（8時間稼動）	B社	
	h 発泡スチロ ール	B社：発泡スチロール減容機＝1基 方式：電熱ヒーター 処理能力：0.5 t／日（8時間稼動）	B社	
	g 廃プラス チック類	C社：圧縮梱包機＝4基 方式：圧縮式 処理能力：115.0 t／日（12時間稼動）	C社	

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集を実効あるものにするため、次の取り組みをすすめる。

### (1) まちづくり出前講座の実施

秘書広報課が行う「まちづくり出前講座」により、地域に職員が出向いて、ごみの分別講座を実施することにより分別意識の向上を図る。

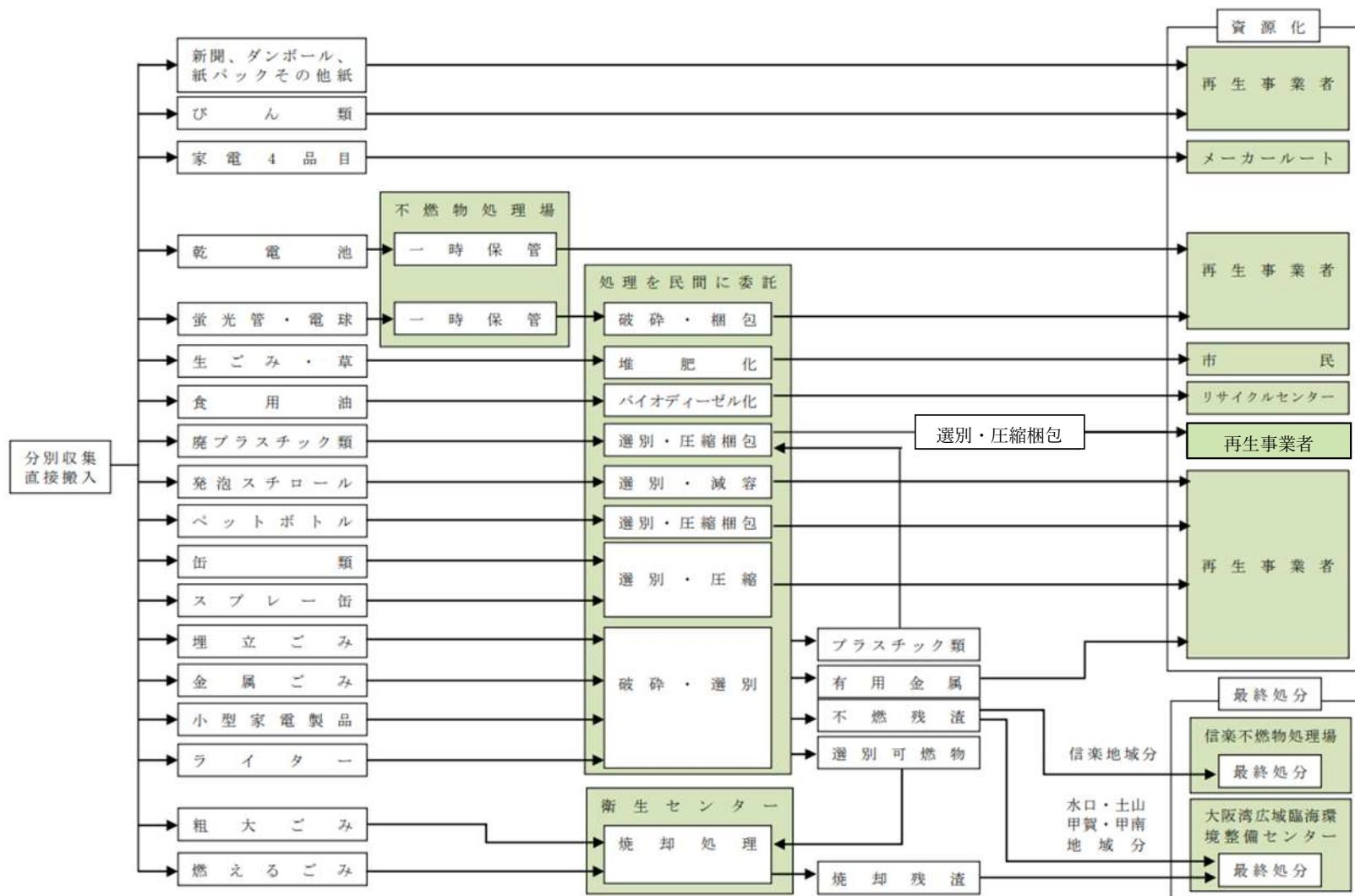


図 3-2-15 ごみの処理フロー